



平成 29 年 11 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社マーキュリアインベストメント  
代表者名 代 表 取 締 役 豊 島 俊 弘  
(コード番号：7190 東証第二部)  
問 合 せ 先 執行役員 営業 I R 部長 中 井 竜 馬  
(TEL. 03-3500-9870)

## 新株式発行、株式の売出し及び前回調達資金使途の変更並びに その他の関係会社の異動に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 11 月 27 日開催の取締役会において、以下のとおり、新株式発行及び当社株式の売出しを行うこと、並びに前回調達資金の使途を変更することについて決議しましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第一部指定の承認をいただいております。詳細につきましては、本日公表の「東京証券取引所市場第一部指定承認に関するお知らせ」をご参照ください。

また、当該新株式発行及び当社株式の売出しに関連して、当社のその他の関係会社の異動が生じる見込みですので、併せてお知らせいたします。

### 【本資金調達及び株式の売出しの目的】

当社は政府系総合政策金融機関である日本政策投資銀行とあすかアセットマネジメント株式会社との合弁会社として、平成 17 年 10 月に設立されたプライベートエクイティファンドの運営会社であり、国内外投資家の資金を投資事業組合等のファンドを通じて運用を行うファンド運用事業及び自己資金の運用を行う自己投資事業を主たる業務としております。

当社は設立以来、「クロスボーダー」というコンセプトの下、国境や地域を超えて、既存のビジネスの枠組みにとらわれることなく果敢に挑戦し、既存概念を破るようなユニークな企業、非連続的な成長を目指す企業にハンズオンで投資・支援してきたとともに、①成長投資戦略、②バリュー投資戦略、③バイアウト・承継投資戦略、④不動産投資戦略及び⑤キャッシュ・フロー投資戦略等の多様な投資アプローチを用いることにより、景気動向や市場環境の変化に柔軟に対応しながら、安定したリターン及びアップサイドを実現してまいりました。

当社はマクロ環境に沿って上記 5 つの投資戦略の投資アプローチを用いることで、設立以降、国内外において様々な事業及び資産への投資を実行してまいりました。平成 28 年 8 月にはバイアウト投資戦略をテーマに、優れた製品・技術・サービス等を持つ本邦中堅企業等に投資することを目的に「マーキュリア日本産業成長支援ファンド」（3号ファンド）を立ち上げ、当該ファンドは既に、日本国内の中堅工具・家電メーカー及び工作機械メーカーの 2 社に対して投資を実行しております。エグジットにおいては既存ファンドの投資先であった食品メーカー等の投資案件において高い投資リターンを実現しております。また、当社株式は、平成 29 年 12 月 18 日に東京証券取引所市場第二部から同市場第一部銘柄に指定されることになり、社会的信用力及び知名度を更に向上させるとともに、より多様な資金調達が可能となることから、中長期的な事業成長を着実に後押しできるものと考えております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、株式の売出し及び前回調達資金使途の変更並びにその他の関係会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

当社はこのように多くの投資・エグジットを実現してきたことでプライベートエクイティ業界におけるステイタスを着実に高めるとともに、多様な収益機会を有するユニークな運用会社としても認知されてまいりました。

今後は、キャッシュ・フロー投資戦略をテーマとした航空機リースファンド及び新規組成ファンド（事業性不動産ファンド等）に加え、3号ファンドの拡大も予定されており、マクロ環境の影響を受けにくい安定した収益構造であるファンド運用事業に加え、更なる収益のアップサイドを実現すべく自己投資事業の業容拡大に努めることにより、より一層の認知度の向上と成長を目指してまいります。今回の資金調達は、成長をより確実に実現していくために必要なファンドへの自己投資資金の確保と位置付けており、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものと認識しております。

また、本株式売出しは、当社株式の流動性向上及び株主層の拡大を図ることを目的としております。本株式売出しにより、「Ⅱ.その他の関係会社の異動」に記載の通り、伊藤忠商事株式会社がその他の関係会社から異動することとなりますが、同社とは引き続き不動産投資等の分野において協業関係を維持していく方針でございます。

## I. 新株式発行及び株式の売出し

### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- |                      |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 募集株式の種類及び数       | 当社普通株式 2,500,000株                                                                                                                                                                                                                                       |
| (2) 払込金額             | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成29年12月5日（火）から平成29年12月8日（金）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。                                                                                                                                               |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。                                                                                                              |
| (4) 募集方法             | 一般募集とし、SMB C日興証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。 |
| (5) 引受人の対価           | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。                                                                                                                                                                   |
| (6) 申込期間             | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。                                                                                                                                                                                                                      |
| (7) 払込期日             | 平成29年12月15日（金）                                                                                                                                                                                                                                          |
| (8) 受渡期日             | 平成29年12月18日（月）                                                                                                                                                                                                                                          |
| (9) 申込証拠金            | 1株につき発行価格と同一の金額                                                                                                                                                                                                                                         |
| (10) 申込株数単位          | 100株                                                                                                                                                                                                                                                    |

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、株式の売出し及び前回調達資金使途の変更並びにその他の関係会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (11) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役に一任する。
- (12) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 2. 株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 900,000株
- (2) 売出人及び  
売出し株式数 あすかホールディングス株式会社 650,000株  
伊藤忠商事株式会社 250,000株
- (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。本売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 3. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 510,000株  
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況等により減少する場合、又は本売出しが全く行われなかった場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 SMBC日興証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が当社株主である豊島俊弘及び合同会社ユニオン・ベイ（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 一般募集における申込証拠金と同一とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、株式の売出し及び前回調達資金使途の変更並びにその他の関係会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 第三者割当による新株式発行（本第三者割当増資）（後記【ご参考】 1. をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 510,000 株
- (2) 払 込 金 額 一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び  
資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資  
本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が  
生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本  
準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額  
を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 及 び  
割 当 株 式 数 SMBC 日興証券株式会社 510,000 株
- (5) 申 込 期 日 平成 29 年 12 月 25 日（月）
- (6) 払 込 期 日 平成 29 年 12 月 26 日（火）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切  
の事項の決定は、代表取締役に一任する。
- (9) 上記(5)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、株式の売出し及び前回調達資金使途の変更並びにその他の関係会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、510,000株を上限として、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMBC日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は、平成29年11月27日（月）開催の取締役会において、SMBC日興証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成29年12月21日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMBC日興証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMBC日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、SMBC日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMBC日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMBC日興証券株式会社は本第三者割当増資に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が平成29年12月5日（火）の場合、「平成29年12月8日（金）から平成29年12月21日（木）までの間」
- ② 発行価格等決定日が平成29年12月6日（水）の場合、「平成29年12月9日（土）から平成29年12月21日（木）までの間」
- ③ 発行価格等決定日が平成29年12月7日（木）の場合、「平成29年12月12日（火）から平成29年12月21日（木）までの間」
- ④ 発行価格等決定日が平成29年12月8日（金）の場合、「平成29年12月13日（水）から平成29年12月21日（木）までの間」

となります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、株式の売出し及び前回調達資金使途の変更並びにその他の関係会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	13,716,300株	(平成29年10月31日現在)
一般募集による増加株式数	2,500,000株	
一般募集後の発行済株式総数	16,216,300株	
本第三者割当増資による増加株式数	510,000株	(注)
本第三者割当増資後の発行済株式総数	16,726,300株	(注)

(注) 前記「I. 4. 第三者割当による新株式発行(本第三者割当増資)」の割当株式数の全株式に対しSMBC日興証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の株式数です。

## 3. 調達資金の使途

### (1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資による手取概算額合計上限3,934,954,000円については、当社の今後の成長を企図して、①キャッシュ・フロー投資及び事業投資において投資を予定している投資案件への自己投資資金(ファンド経由の出資となる場合を含む)に2,934,954,000円(平成30年12月期:1,000,000,000円、平成31年12月期:1,934,954,000円)、②キャッシュ・フロー投資戦略に基づく新規ファンドを平成30年12月期中を目途に組成することを計画しており、当該ファンドへの自己投資資金(間接投資となる場合を含む)として1,000,000,000円(平成30年12月期)を充当する予定であります。

なお、新規ファンドの組成にあたっては、下記「(2) 前回調達資金の使途の変更」に記載の通り、未充当額500,000,000円を合算した1,500,000,000円を充当する予定です。

具体的な使途	充当予定金額 (円)	支出予定時期
① キャッシュ・フロー投資及び事業投資において投資を予定している投資案件への自己投資資金(ファンド経由の出資となる場合を含む)	2,934,954,000	平成30年12月期 平成31年12月期
② キャッシュ・フロー投資戦略に基づく新規ファンドへの自己投資資金(間接投資となる場合を含む)	1,000,000,000	平成30年12月期

具体的には、上記①キャッシュ・フロー投資及び事業投資の対象案件については、アジア諸国のうち今後経済発展が見込まれると考える複数国を対象として、不動産、再生可能エネルギー施設、今後成長が見込まれると考える金融・サービス企業等への投資を予定しております。また、上記②キャッシュ・フロー投資戦略に基づく新規ファンドとして、事業用不動産、再生可能エネルギー施設等を投資対象とするファンドの組成を計画しております。

キャッシュ・フロー投資戦略ファンドは、安定的なキャッシュ・フロー収入が期待できる事業・資産に対するファンド投資を通じ、金融商品として一定のキャッシュ・フローを投資家へ提供することを目的としております。世界的な低金利化が進み、十分な利回りを得にくい投資環境下においては、一定のキャッシュ・フローをもたらす金融商品は、投資家の需要を喚起すると考えております。当該ファンドの運営及び当該ファンドへの投資を通じて、管理報酬を積み上げ、成功報酬の期待値を高めることで、当社グループの更なる成長を促進できるものと考えております。

なお、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、株式の売出し及び前回調達資金使途の変更並びにその他の関係会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## (2) 前回調達資金の使途の変更

当社は平成 28 年 9 月 9 日付の取締役会決議における公募及び第三者割当による新規株式発行による募集を行い、①事業用不動産ファンドへの自己投資資金(間接投資となる場合を含む)及び②航空機リースファンドへの自己投資資金(間接投資となる場合を含む)として資金調達をいたしました。平成 29 年 11 月 27 日付の取締役会決議により、上記資金使途及び支出予定時期を下記の通り変更することといたしました。なお、上記調達資金全額が未充当となっておりますが、下記の通り今回調達いたします手取金の使途であるキャッシュ・フロー投資戦略に基づく新規ファンド組成のための自己投資資金(間接投資となる場合を含む)に充当いたします。

### 【変更前】

具体的な使途	充当予定金額 (円)	充当金額 (円)	支出予定時期
① <u>事業用不動産ファンドへの自己投資資金</u> (間接投資となる場合を含む)	500,000,000	0	<u>平成 29 年 12 月期</u>
② <u>航空機リースファンドへの自己投資資金</u> (間接投資となる場合を含む)	380,972,410	0	<u>平成 30 年 12 月期</u>

- ①平成 29 年 12 月期中を目途に 500,000,000 円を事業用不動産ファンドへの自己投資資金に充当する予定でしたが、当該資金は投資家からの出資及び金融機関からの借入にて必要資金を賄えたことから、支出予定時期を平成 30 年 12 月期と変更し、本件調達資金と合算して、新たに組成を計画しているキャッシュ・フロー投資戦略に基づく新規ファンドへの自己投資資金に充当することといたしました。
- ②平成 30 年 12 月期中を目途に 380,972,410 円を航空機リースファンドへの自己投資資金に充当する予定でしたが、航空機リースファンドの組成時期が当初の予定よりも早まったことから、支出予定時期を平成 29 年 12 月期から平成 30 年 12 月期前半を目途と変更することといたしました。

### 【変更後】

具体的な使途	充当予定金額 (円)	充当金額 (円)	支出予定時期
① <u>キャッシュ・フロー投資戦略に基づく新規</u> <u>ファンドへの自己投資資金(間接投資</u> <u>となる場合を含む)</u>	500,000,000	0	<u>平成 30 年 12 月期</u>
② <u>航空機リースファンドへの自己投資資金</u> (間接投資となる場合を含む)	380,972,410	0	<u>平成 29 年 12 月期か</u> <u>ら平成 30 年 12 月期</u> <u>前半</u>

(注) 変更箇所は下線を付してあります。

## (3) 業績に与える影響

本資金調達及び株式の売出しが当社の平成 29 年 12 月期連結業績に及ぼす影響は軽微であり、公表している連結業績予想に変更はありません。

## 4. 株主への利益配分等

### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は株主への利益還元を経営の最重要課題と認識しており、内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に判断し、業績に応じた株主への利益還元を継続的に行っていくこと

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、株式の売出し及び前回調達資金使途の変更並びにその他の関係会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

を基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、剰余金の配当につき、期末配当の年1回を基本方針としており、その決定機関は株主総会です。また、当社は、中間配当を取締役会決議で行うことができる旨を定款で定めております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金の使途につきましては、財務体質を考慮しつつ今後の事業展開に向けた戦略投資の資金として充当する方針であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成26年12月期	平成27年12月期	平成28年12月期
1株当たり連結当期純利益	78.96円	59.15円	70.54円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	—円 (—円)	—円 (—円)	45円 (—円)
実績連結配当性向	—%	—%	21.3%
自己資本連結当期純利益率	43.2%	23.1%	20.8%
連結純資産配当率	—%	—%	4.7%

- (注) 1. 平成27年7月1日付で普通株式1株につき普通株式10株の割合で株式分割を、平成28年8月1日付で普通株式1株につき普通株式200株の割合で株式分割を、平成29年1月1日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っております。そのため、平成26年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり連結当期純利益を算定しております。なお、1株当たり年間配当金については、実際の配当金の額を記載しております。
2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、算出時の1株当たり年間配当金については、平成27年7月1日付の株式分割、平成28年8月1日付の株式分割及び平成29年1月1日付の株式分割が、平成26年12月期の期首に行われたものと仮定しております。なお、平成26年12月期及び平成27年12月期は無配のため記載していません。
3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を、自己資本（連結純資産額合計から非支配株主持分及び新株予約権を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。
4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。なお、算出時の1株当たり年間配当金及び1株当たり連結純資産については、平成27年7月1日付の株式分割、平成28年8月1日付の株式分割及び平成29年1月1日付の株式分割が、平成26年12月期の期首に行われたものと仮定しております。なお、平成26年12月期及び平成27年12月期は無配のため記載していません。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法の規定に基づき、ストックオプションとしての新株予約権を発行しており、その内容は以下のとおりであります。なお、前記「2. 今回の増資による発行済株式総数の推移」に記載の本第三者割当増資後の発行済株式総数 16,726,300 株に対する下記の交付株式残数合計の比率は 7.2%となる見込みであります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、株式の売出し及び前回調達資金使途の変更並びにその他の関係会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

ストックオプションの付与状況（平成29年10月31日現在）

株主総会決議日	新株式発行 予定残数	行使時の 払込金額	資本組入額	権利行使期間
平成27年3月31日	960,000株	317円	159円	平成29年12月1日から 平成37年3月31日まで
平成27年12月18日	240,000株	317円	162円	平成29年12月1日から 平成37年3月31日まで

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成27年5月29日	第三者割当増資 505,400,000円	336,900,000円	306,900,000円
平成27年12月28日	第三者割当増資 184,300,000円	429,050,000円	399,050,000円
平成28年10月14日	公募増資 712,203,750円	785,151,875円	755,151,875円
平成28年11月16日	第三者割当増資 181,202,875円	875,753,313円	845,753,312円

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成26年12月期	平成27年12月期	平成28年12月期	平成29年12月期
始 値	—円	—円	1,390円 ※1,370円	1,869円
高 値	—円	—円	4,500円 ※1,990円	2,259円
安 値	—円	—円	1,362円 ※1,360円	1,135円
終 値	—円	—円	4,200円 ※1,869円	1,565円
株価収益率	—倍	—倍	26.5倍	—倍

- (注) 1. 株価は、株式会社東京証券取引所市場第二部におけるものであります。  
 2. 当社株式は、平成28年10月17日に株式会社東京証券取引所第二部に上場いたしましたので、それ以前の株価及び株価収益率について該当事項はありません。  
 3. ※印は、平成29年1月1日付株式分割による権利落後の株価であります。  
 4. 平成29年12月期の株価等については、平成29年11月24日（金）現在で記載しております。  
 5. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。また、平成29年12月期については未確定のため記載しておりません。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等  
変更はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関し、売出人であるあすかホールディングス株式会社及び伊藤忠商事株式会社並びに当社株主である株式会社日本政策投資銀行、豊島俊弘、合同会社ユニ

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、株式の売出し及び前回調達資金使途の変更並びにその他の関係会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

オン・ベイ及び石野英也は、SMB C日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、SMB C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）を売却等しない旨を合意しております。

また、当社はSMB C日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、SMB C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等及びストックオプションに係る新株予約権の発行を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、SMB C日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、株式の売出し及び前回調達資金使途の変更並びにその他の関係会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## II. その他の関係会社の異動

### 1. 異動が生じる経緯

平成 29 年 11 月 27 日開催の取締役会において決議しました前記「I. 新株式発行及び株式の売出し 1. 公募による新株式発行（一般募集）」及び「I. 新株式発行及び株式の売出し 2. 株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の公募による新株式発行及び株式の売出しに伴い、下記のとおり当社のその他の関係会社の異動が生じる見込みであります。

### 2. 異動する株主の概要

(1) 名称	伊藤忠商事株式会社	
(2) 所在地	大阪市北区梅田三丁目 1 番 3 号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 岡藤 正広	
(4) 事業内容	繊維、機械、金属、エネルギー、化学品、食料、住生活、情報、金融の各分野において、国内、輸出入及び三国間取引を行うほか、国内外における事業投資など	
(5) 資本金	253,448 百万円	
(6) 設立年月日	昭和 24 年 12 月 1 日	
(7) 連結純資産 (平成 29 年 9 月 30 日現在)	2,914,870 百万円	
(8) 連結総資産 (平成 29 年 9 月 30 日現在)	8,644,435 百万円	
(9) 大株主及び持株比率 (平成 29 年 9 月 30 日現在)	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	5.42%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5.26%
	CP WORLDWIDE INVESTMENT COMPANY LIMITED	3.82%
	日本生命保険相互会社	2.05%
	株式会社みずほ銀行	1.88%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 5)	1.64%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 9)	1.58%
	STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	1.48%
	朝日生命保険相互会社	1.41%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1.33%	

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、株式の売出し及び前回調達資金使途の変更並びにその他の関係会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(10) 上場会社と当該株主の関係	資本関係	当社発行済株式総数の 19.51%を所有しております。(平成 29 年 9 月 30 日時点)
	人的関係	当該会社の役職員 1 名が当社取締役を兼務しております。また、当該会社より 1 名の出向者を受け入れております。
	取引関係	成長投資、バイアウト投資及び不動産投資等の分野において協業関係にあります。

### 3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

	属性	議決権の数 (議決権所有割合)		
		直接所有分	合算対象分	合計
異動前 (平成 29 年 9 月 30 日現在)	その他の関係会社	26,760 個 (19.51%)	一個 (—%)	26,760 個 (19.51%)
異動後	主要株主	24,260 個 (14.96%)	一個 (—%)	24,260 個 (14.96%)

- (注) 1. 議決権所有割合については、小数点第三位を切り捨てております。
2. 異動前の議決権の数 (議決権所有割合) は、平成 29 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 13,716,300 株から、議決権を有しない株式として平成 29 年 9 月 30 日現在の自己株式等、及び単元未満株式 1,500 株を控除した総株主の議決権の数 137,148 個を基準に算出しております。
3. 異動後の議決権の数 (議決権所有割合) は、異動前の総株主の議決権の数 26,760 個に前記「I. 新株式発行及び株式の売出し 1. 公募による新株式発行 (一般募集)」により増加する議決権の数 25,000 個を加えた総株主の議決権の数 162,148 個を基準に算出しております。なお、今回の株式の売出しに伴い、当該株主の所有する議決権の数のうち直接所有分から 2,500 個が減少しております。

### 4. 異動年月日

平成 29 年 12 月 18 日 (月)

### 5. 今後の見通しについて

今回のその他の関係会社の異動による業績及び取引関係等への影響はありません。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、株式の売出し及び前回調達資金使途の変更並びにその他の関係会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分 (作成された場合) をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。